

所得税法施行令第217条第1項第1号の2, 第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1項第1号の2, 第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地 宮城県多賀城市鶴ヶ谷一丁目4番1号

法人の名称 公益財団法人宮城県腎臓協会

代表者の氏名 理事長 吉 永 馨

法人の目的 血液浄化法, 腎・尿路疾患の予防と治療及び腎移植に関する知識の普及啓発を行うとともに, 腎移植に関する研究及び腎移植のための諸条件の整備並びにそれに対する援助を行うことにより, 県民の医療向上に資し, もって健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号の認定の年月日 平成26年8月20日

上記の法人は, 所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる法人であることを証明する。

平成26年8月20日

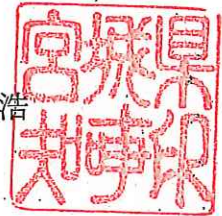
宮城県知事 村 井 嘉 浩



葉 第 495 号  
平成26年 8月 4日

公益財団法人宮城県腎臓協会  
理事長 吉永 馨 様

宮城県知事 村井 嘉浩



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成26年8月4日 から 平成31年8月3日 まで